

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

京都府 広域振興局長（事務所長） 印

工事等成績評定通知書

貴社が受注した工事等について、京都府農林水産部工事等成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してこの通知を受けた日から7日（休日を含む）以内に、書面により説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送回答いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工事(業務)名
- 2 工事(業務)番号 第 号
- 3 工期(委託期間) 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 4 完成検査年月日 平成 年 月 日
- 5 評 定 点 ○○点（項目別評定点は、別表1のとおり）
(修正評定点 ○○点 【評定点が修正された場合のみ】)
(※評定点は、基準点65点からの加減点方式により評定しています。)
- 6 送 付 先 住所
京都府○○広域振興局（○○事務所） 宛
- 7 手続き等の
問い合わせ先 京都府○○広域振興局農林商工部○○担当（(○○事務所○○課)
TEL ○○○○-○○-○○○○

別記様式第3-1 (工事)

項目別評定点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3点
	II. 配置技術者	／ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	／13.0点
	II. 工程管理	／ 8.1点
	III. 安全対策	／ 8.8点
	IV. 対外関係	／ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.9点
	II. 品 質	／17.4点
	III. 出来ばえ	／ 8.5点
4. 工事特性 (加点のみ)	施工条件等への対応	／ 7.3点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	／ 5.7点
6. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	／ 5.2点
7. 法令遵守等 (減点のみ)		
評定点合計		／100.0点

別記様式第3-2 (業務)

項目別評定点

評価項目	評価の視点	業務評定 (評価点/満点)	技術者評定			
			管理技術者、 主任技術者 (評価点/満点)	担当技術者 (評価点/満点)	照査技術者 (評価点/満点)	
専門技術力	提案力、改善力	点/点	点/点	点/点	—	
	業務執行技術	点/点	点/点	点/点	—	
	施工時 への配慮 (注1)	概略設計、 予備設計	点/点	点/点	点/点	—
		詳細設計	点/点	点/点	点/点	—
	コスト把握能力 (注1)	点/点	点/点	点/点	—	
管理技術力	工程管理能力	点/点	点/点	—	—	
	品質管理能力	点/点	点/点	—	点/点	
	迅速性、弾力性、 調整能力	点/点	点/点	—	—	
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、 協調性	点/点	点/点	点/点	点/点	
取組姿勢	責任感、積極性、 倫理観	点/点	点/点	点/点	—	
成果品の品質		点/点	点/点	点/点	点/点	
評定点の加重平均点						
事故等による減点						
瑕疵修補又は損害賠償による減点						
総合評定点(注2)		点 /100点	点 /100点	点 /100点	点 /100点	

注) 1 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
 2 総合評定点は評価の視点毎の重み付けを考慮した加重平均点である。

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

京都府 広域振興局長（事務所長） 印

工事等成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問を付して、この書面を受けた日から起算して7日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工事(業務)名

2 工事(業務)番号 第 号

3 疑問に対する回答

4 送付先 住所
京都府〇〇広域振興局（〇〇事務所） 宛

5 手続き等の
問い合わせ先 京都府〇〇広域振興局農林商工部〇〇担当（（〇〇事務所〇〇課）
TEL 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

平成 年 月 日
第 号

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

京都府 広域振興局長（事務所長） 印

工事等成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付で貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事(業務)名

2 工事(業務)番号 第 号

3 疑問に対する回答